

平成27年2月25日

建設工事の受注者 様

みよし市長 小野田 賢 治
(公 印 省 略)

建設工事における平成27年度入札契約制度の見直しについて（通知）

平素は入札契約事務にご理解をとお協力をいただき誠にありがとうございます。

平成27年4月1日以降に契約締結する工事における入札契約制度について下記のとおり見直しをしますので通知いたします。

受注者の皆様におかれましては、制度の見直しの趣旨・内容についてご理解いただくとともに、入札契約事務の円滑な執行にご協力をお願いいたします。

記

1 公共工事前金払制度の見直しについて

これまで前金払対象工事（設計金額300万円以上の工事）については、開札日の翌日に「**前払金等確認請求書**」をご提出いただいておりますが、平成27年4月1日以降に契約締結する工事については、様式の**提出は不要**とします。

2 低入札価格調査における失格判断基準価格の設定について

低入札価格調査対象工事（設計金額が130万円を超える工事）においては失格判断基準価格を設定します。なお、**失格判断基準価格は低入札価格調査基準価格の10分の8を下回る価格**とします。

3 現場代理人の兼務要件について

現場代理人の兼務要件については、これまで愛知県の規定に準ずることとしていましたが、市で独自に要件を定めました。（詳細については、平成27年2月25日付けみよし市長通知「現場代理人の常駐義務の緩和について（通知）」参照）

【事務取扱の変更箇所】

受注者が兼務要件に伴い現場代理人を兼務させる場合には、**兼務期間の始期日から5日以内に、新たに契約する工事の工事担当課に「現場代理人の兼務届」を提出**してください。

また、現場代理人の兼務をさせる場合には、「**現場代理人の常駐義務の緩和について（通知）」内「4 兼務させる場合の留意事項」内の記載事項を遵守**していただきますようお願いいたします。

4 工事等電子入札実施要領の改正について

工事等電子入札実施要領を改正しました。主な改正内容は下記のとおりです。

また、平成 27 年 4 月 1 日以降に契約締結する工事の公告については、これまでの公告に加えて公告説明書を付すこととしますので、入札参加の際には随時確認をしてください。

(1) 工事の電子入札における一般競争入札参加資格確認申請書の様式変更

一般競争入札参加資格確認申請書を下記のとおり修正しました。

ア 現場代理人の記載項目の簡略化

(現場代理人については氏名と生年月日のみ記入することとし、事後審査提出書類は雇用を確認する書類のみとします。)

イ 主任技術者の申請書記載内容、事後審査提出書類は従前どおりとします。

ウ 営業所の専任技術者の氏名記載欄の設置

(事後審査提出書類は不要です。建設業法上、営業所の専任技術者は現場代理人との兼務は認められませんのご注意ください。)

エ 施工実績を証明する書類の提出について

施工実績を証明する書類として、これまでではすべての工事に対し、「契約書、施工実績、完了を証明する書類の写し」の提出を求めておりましたが、みよし市発注工事の施工実績に限り「検査合格通知書」の提出のみで可とします。(みよし市発注工事以外の工事実績については従前のとおりです。)

(2) 配置予定技術者及び現場代理人の変更について

一般競争入札参加資格確認申請書に記載した配置予定技術者及び現場代理人を配置できなくなった場合には、開札前であれば変更を認めます。(ただし、開札後の変更についてはこれまでと同様、当該者の死亡、傷病、退職その他特別な場合に該当する場合を除いて、一切認めません。)

申請書の提出後かつ開札前までに、主任技術者(監理技術者) 又は現場代理人を変更される場合には、総務課契約検査室に電話により連絡のうえ、変更後の一般競争入札参加資格確認申請書を直接契約検査室窓口へ提出又は電子メールにより提出してください。